

総務常任委員会

- 1 開 議 令和6年9月9日(月) 午前10時00分
- 2 場 所 委員会室1
- 3 付議事件及び順序

日程第1 議案第48号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	大豆生田春美	出席
委員	齋藤藤男	出席
	深澤正夫	出席
	藤田善幸	出席
	小野寺尚武	出席
	菊池久光	出席

当局	経営管理部長	益子弘	出席
	税務課長	若林操	出席

事務局	植田賢司	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣）

ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しています。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

当局の出席者は、益子経営管理部長、若林税務課長です。

◎議案第48号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第48号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

益子経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第48号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部改正に伴い、関係する部分を改正するものでありまして、初日にご説明をいたしました。改めて税務課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣） 若林税務課長。

○税務課長（若林 操） 私から議案第48号 大田原市税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書補助資料23ページを御覧ください。改正理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、大田原市税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、固定資産税の特例について、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆるわがまち特例の特定バイオマス発電設備に対する税額の減額割合を定める規定の新設及び特別土地保有税の課税の特例期間の延長であります。

それでは、議案の内容につきましてご説明いたしますので、17ページを御覧ください。大田原市税条例の一部を改正するもので、新旧対照表の改正前、（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後、（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

まず、第34条の6、寄附金税額控除については、所得割の納税義務者が金銭を寄附した場合の所得割の税額控除を規定したものでありますが、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定が見直しになったため、「若しくは金銭」という文言を削るものでございます。

18ページに参りまして、第52条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告についての規定であります。引用しております私立学校法の改正に伴い、第64条第4項を第152条第5項に改めるものでございます。市税条例に関係する文面は変わっていないのですが、私立学校法について

新たな規定が多く追加されたため、条ずれの内容でございます。

19ページに参りまして、附則第4条の2、公益法人等に係る市民税の課税の特例を規定したのですが、公益信託に関する法律の施行に伴い、みなし課税の対象に公益信託が追加されたことによりまして、地方税法での規定が明確になったため、もともと地方税法と市税条例と重複して規定していましたものを市税条例において規定を削除したものでございます。

20ページに参りまして、附則第10条の2は、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でありまして、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例について、第6項の次に記載の1項を加え、同条第7項から第17項までを1項ずつ繰り下げるものであります。法改正に伴いまして、固定資産税に係るわがまち特例に新たな特例を加えるものでありまして、バイオマス発電設備のうち、牧畜に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限って、固定資産税を14分の11に減額するものであります。

21ページに参りまして、附則第15条及び同条第2項は、特別土地保有税の課税の特例についての規定でありまして、附則第14条の2の規定により、平成15年度以降課税を停止しておりますが、附則第15条中、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、同条第2項中、「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、特例期間を延長するものであります。

最後に、附則であります。令和6年10月1日から施行します。

22ページに参りまして、固定資産税については表記のとおり経過措置を設けます。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） それで、これ今の条例改正の趣旨が載っております、それぞれ分かりますけれども、これが私はいつも考えていたのですけれども、今の大田原市民にとって影響のあるものがありますね。別に全く関係ないものとか、ほとんど市民に関係あるとか、それから私はいつも気にしているのですけれども、特定公益法人に対する寄附金ですね。寄附金の控除の対象とするためとかというのが市民にとっては有利となる改正ですよ。そういった意味からして、特に影響のあるものというのは、これのうち当局はどのように考えているのか。

○委員長（高瀬重嗣） 若林税務課長。

○税務課長（若林 操） 個人ということによろしいのですか。ということありますと、今おっしゃいました市民税の税額控除、こちらにも影響はしてくるのですけれども、制度自体が大きく変わったことではありませんで、公益信託というものの法律が新たに改正されたという内容に伴う改正でございますので、受ける受益としては、あまり変わらないかなというふうに考えております。基本的に今回の条例改正の内容も、その公益信託として認められたものの事業が認められないものになったときに課税できるというような内容ですので、非課税の範囲が若干は広がったのですけれども、市税条例に関しては大きな変更はないというふうに捉えております。

固定資産税の関係も、個人でこちらはなかなか、設備投資するということであれば、法人になってくるかなということですので、基本的に個人に直接影響するものは今言ったものぐらいと捉えております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） よく分かりました。ありがとうございます。

それで、この附則の第15条、特別土地保有税の課税の特例、これは特例期間の延長ということで、最大10年間とすることでもいいのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 税務課長。

○税務課長（若林 操） 課税自体の延長が10年ということですか。実際に平成15年以降、ずっと課税は停止しておりますので、この規定というのが14条の2で課税の停止をしております、これが期間は決まっていない。当分の間ということで課税をずっと停止している状態が14条の2です。15条の特例につきましては、この課税がされる場合、課税の停止をやめた場合に価格の特例をうたっているものでありまして、その期間が定められているものですから、これを延長を続けているという内容でございまして、課税の延長がいつまでという規定はございませんので、この14条の2が取れたときに15条は影響してくるというような内容になっております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） わがまち特例によってこの減額措置を受ける事業所数というのは、新たにあるのですか。この牧畜とか農産物と先ほど言われましたけれども。

○委員長（高瀬重嗣） 税務課長。

○税務課長（若林 操） このわがまち特例で定めているものですが、これは毎年国のほうでいろいろ今まで定められております。今回のものについては、基本的に税務課のほうからありますかという問いかけ等はしておりません、今までの経過から見ていくと、対象はないかなという予想はしております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はほかにございせんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第48号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣） 以上で当委員会に付託されました案件については審査が終了いたしました。
これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前10時15分 散会